

投資信託説明書  
(交付目論見書)使用開始日  
2024年11月27日

# モルガン・スタンレー グローバル・ サステイン戦略ファンド

## (為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／株式

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

**野村アセットマネジメント株式会社**

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

&lt;照会先&gt; 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

**0120-753104** 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

| ファンド名   | 商品分類    |        |               | 属性区分                |      |              |           |               |
|---------|---------|--------|---------------|---------------------|------|--------------|-----------|---------------|
|         | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産              | 決算頻度 | 投資対象地域       | 投資形態      | 為替ヘッジ         |
| 為替ヘッジあり | 追加型     | 内外     | 株式            | その他資産(投資信託証券(株式一般)) | 年1回  | グローバル(日本を含む) | ファミリーファンド | あり(部分ヘッジ(高位)) |
| 為替ヘッジなし |         |        |               |                     |      |              |           | なし            |

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2024年10月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：61兆9881億円（2024年9月30日現在）

この目論見書により行なうモルガン・スタンレー グローバル・サステイン戦略ファンド（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年5月30日に関東財務局長に提出しており、2024年5月31日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

ファンドは、ESG※を投資対象選定の主要な要素としており、「ファンドの目的・特色」にその詳細を記載しています。

※ ESGとはEnvironment（環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

## ■ ファンドの目的

信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証書）※<sup>1</sup>を含みます。）を実質的な主要投資対象※<sup>2</sup>とします。

※1 Depositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2「実質的な主要投資対象」とは、「モルガン・スタンレー グローバル・サステイン戦略 マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 投資方針

- 組入銘柄の選定にあたっては、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の質（高い投下資本利益率、財務健全性、経営陣の経営能力および高いブランド力や強固な販売網等の無形資産に基づく競争優位性等）、ESG※の観点等を勘案し、持続的な利益成長が期待できる銘柄を選定します。

※ ESGとは、Environment（環境）、Social（社会）およびCorporate Governance（企業統治）の総称です。

### ■ 特定銘柄の除外 ■

二酸化炭素排出量について一定の基準に満たない銘柄やESGの観点から問題があるとみなす特定のセクター や業種に属する銘柄への投資は行いません。

### ■ 定性評価におけるESGの活用 ■

企業の質に対する分析に加えて、ESGの観点から環境や社会面の問題を含む重大な脅威への抵抗力等に対する分析を行なうことで、利益の持続可能性の高い企業を発掘します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

- ポートフォリオの構築にあたっては、時価総額および流動性が高い大型銘柄を中心とすることを基本とします。

## ■ファンドにおけるサステナブル投資■

ポートフォリオにおける二酸化炭素排出量の平均値が、世界の株式市場全体と比較して下回る水準となるよう努めます。

## ■スチュワードシップ方針■

- ・ファンドは、組入銘柄の選定においてもエンゲージメント（対話）を活用し、経営陣が利益の持続に注力しているかを確認します。
- ・モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、議決権行使やエンゲージメントを通じて、投資先企業の持続可能な成長を促します。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドのスチュワードシップ方針の詳細は、以下のサイト（「野村アセットマネジメントの主なESGファンド」）内、「外部委託ファンドのスチュワードシップ方針」にある「モルガン・スタンレー グローバル・サステイン戦略ファンド」の「スチュワードシップの方針はこちら」より、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社のサイトにアクセスいただくと、ご覧いただけます。

<https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/esg-integration/esglineup.html#esglineup4>



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## ■ポートフォリオ構築プロセス■

### 世界各国（新興国を含む）の株式



時価総額を考慮します。

#### 1. 持続的な利益成長が期待できる企業を特定

利益率(投下資本利益率や粗利益率)、財務指標、ESG 等の観点<sup>\*</sup>からスクリーニング

※温室効果ガス排出量に関連する組入基準に基づき、特定のセクターや化石燃料に関連する企業を除外するとともに、想定される温室効果ガス排出原単位（売上あたりの温室効果ガス排出量）により各企業を順位付けし、排出原単位が高い企業を除外します。また、当面は、たばこ、アルコール、成人向けエンターテイメント、ギャンブル、武器等に関連する企業への投資を制限します。



#### 2. 利益の持続可能性を確認

無形資産の優位性（高いブランド力やネットワーク、強固な販売網等）や、環境や社会面の問題を含む重大な脅威への抵抗力等に対する分析を行ない、利益の持続可能性が高い企業を発掘



#### 3. 経営陣が利益の持続に注力しているかを確認

無形資産の構築・改善に対する取り組み、資本政策、経営陣の報酬体系等の調査や、ESG 要因を含む、企業が直面している重要な問題や機会に対してエンゲージメント<sup>\*</sup>を行ない、経営陣が利益の持続に注力しているかを確認

※当ファンドのエンゲージメントの定義は、「企業価値の持続的な成長の促進や企業価値を持続的に成長できるか判断するために、企業が抱える課題やその対策方法について、経営陣や社外取締役と建設的な対話を行なうこと」です。



#### 4. バリュエーション評価

フリー・キャッシュフロー利回り<sup>\*</sup>等を考慮し、投資先企業を選定

※フリー・キャッシュフロー利回りは、一株当たりフリー・キャッシュフローを株価で割った比率で、株価の割安度を表す指標です。

フリー・キャッシュフローとは、企業が事業活動から生み出した現金収入から、設備投資等の支出を引き、手元に残ったその期の事業活動による純現金収入です。



#### 5. ポートフォリオ構築：25-50 銘柄

株価下落リスクの水準や株価上昇確信度、流動性等を考慮し、ウェイトを決定

ポートフォリオ構築後は議決権行使やエンゲージメントを通じて、投資先企業の持続可能な成長を促します。

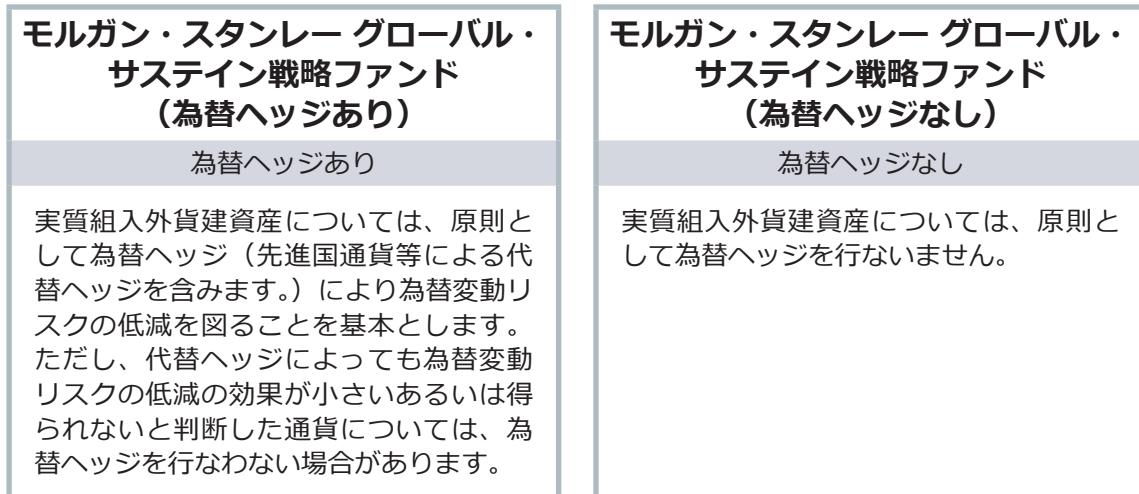
\* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

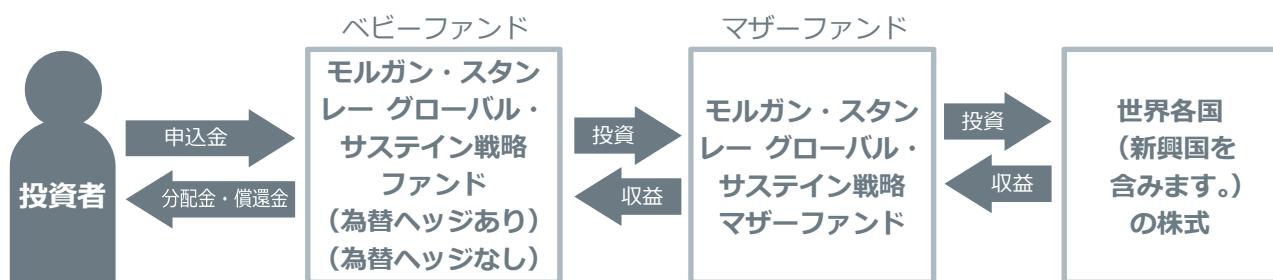


# ファンドの目的・特色

- 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 「モルガン・スタンレー グローバル・サステイン戦略ファンド（為替ヘッジあり）」は原則として為替ヘッジを行ない、「モルガン・スタンレー グローバル・サステイン戦略ファンド（為替ヘッジなし）」は原則として為替ヘッジを行ないません。



- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



## スイッチング

「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」間でスイッチングができます。

（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

|        |  |
|--------|--|
| 委託する範囲 | 株式等の運用   |
| 委託先名称  | モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド<br>(Morgan Stanley Investment Management Limited) |
| 委託先所在地 | 英国 ロンドン市   |

## 主な投資制限

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 株式への投資割合    | 株式への実質投資割合には制限を設けません。    |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| デリバティブの利用   | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。   |

## 分配の方針

原則、毎年3月6日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けていますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

|              |  |
|--------------|--|
| 株価変動リスク      | ファンドは、実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。  |
| 為替変動リスク      | 「為替ヘッジなし」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。<br>「為替ヘッジあり」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。なお、一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合があり、為替変動の影響を直接的に受けることがあります。 |
| ESG投資に関するリスク | ファンドは、実質的に投資対象銘柄のESG特性を重視してポートフォリオの構築を行ないますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄の株式に分散投資した場合と比べて基準価額が大きく変動する場合があります。  |

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。



# 投資リスク

- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ファンドが実質的に定める、投資対象銘柄のESG特性の基準を満たす銘柄数が著しく減少するなどの場合には、ポートフォリオの構築プロセスに沿った運用ができなくなる可能性があり、想定するパフォーマンスとは異なるものとなる場合があります。また、目標とするESG特性の基準を満たせない場合があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、ベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。  
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ●パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

### ●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### ※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

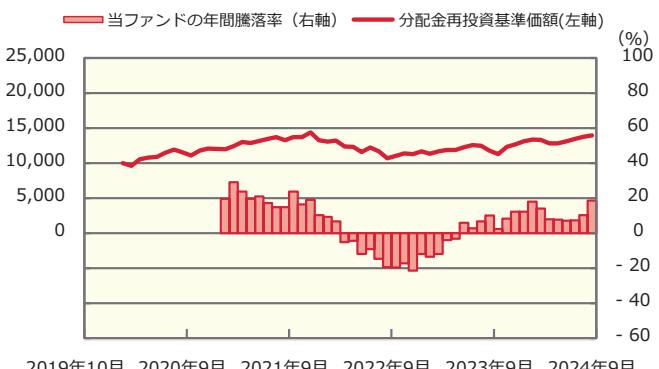


# 投資リスク

## ■ リスクの定量的比較 (2019年10月末～2024年9月末：月次)

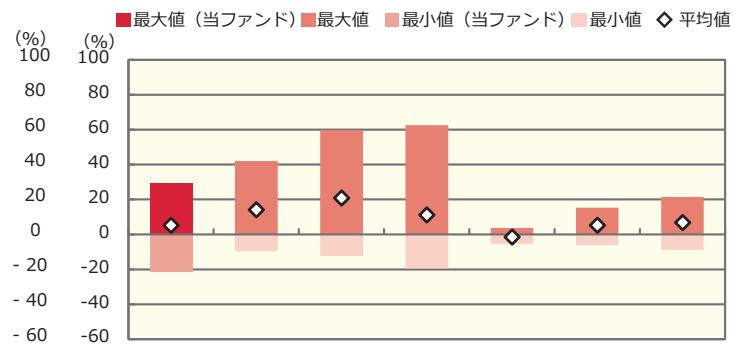
### ■ 為替ヘッジあり

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年10月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月 2024年9月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|         | 当ファンド  | 日本株   | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|--------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 29.1   | 42.1  | 59.8   | 62.7   | 3.7   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 (%) | △ 21.4 | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | 5.2    | 14.1  | 20.9   | 11.1   | △ 1.5 | 5.2   | 6.8   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、2021年2月から2024年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2019年10月から2024年9月の5年間（当ファンドは2021年2月から2024年9月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

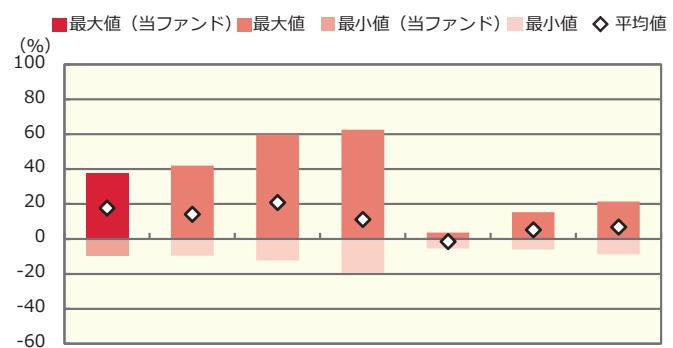
### ■ 為替ヘッジなし

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年10月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月 2024年9月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|         | 当ファンド | 日本株   | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 37.6  | 42.1  | 59.8   | 62.7   | 3.7   | 15.3  | 21.5  |
| 最小値 (%) | △ 9.4 | △ 9.5 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | 17.7  | 14.1  | 20.9   | 11.1   | △ 1.5 | 5.2   | 6.8   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

\* 年間騰落率は、2021年2月から2024年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2019年10月から2024年9月の5年間（当ファンドは2021年2月から2024年9月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



# 投資リスク

## <代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

## ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）… 配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X 総研又は株式会社J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）… MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債… NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関しえ切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）… FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）… 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。  
米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。  
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

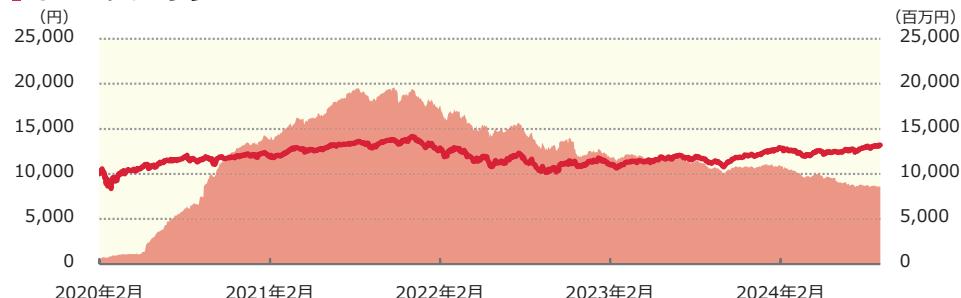


# 運用実績 (2024年9月30日現在)

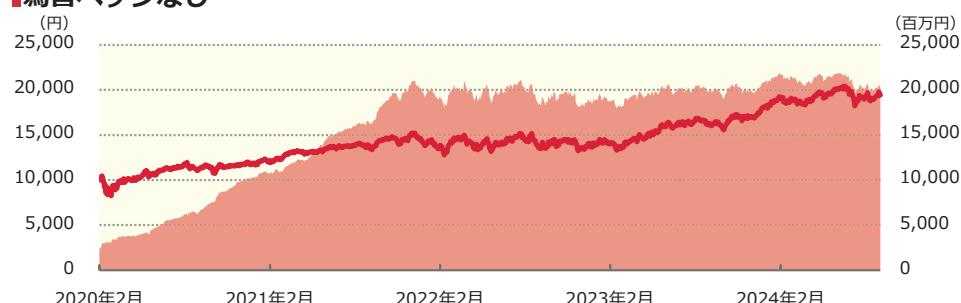
## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次: 設定来)

■ 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) ■ 純資産総額 (右軸)

### ■ 為替ヘッジあり



### ■ 為替ヘッジなし



## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

### ■ 為替ヘッジあり

|         |       |
|---------|-------|
| 2024年3月 | 160 円 |
| 2023年3月 | 150 円 |
| 2022年3月 | 160 円 |
| 2021年3月 | 160 円 |
| --      | --    |
| 設定来累計   | 630 円 |

### ■ 為替ヘッジなし

|         |       |
|---------|-------|
| 2024年3月 | 230 円 |
| 2023年3月 | 190 円 |
| 2022年3月 | 170 円 |
| 2021年3月 | 160 円 |
| --      | --    |
| 設定来累計   | 750 円 |

## ■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

| 順位 | 銘柄                            | 業種                      | 投資比率 (%) |         |
|----|-------------------------------|-------------------------|----------|---------|
|    |                               |                         | 為替ヘッジあり  | 為替ヘッジなし |
| 1  | SAP SE                        | ソフトウェア                  | 5.8      | 5.9     |
| 2  | MICROSOFT CORP                | ソフトウェア                  | 5.8      | 5.9     |
| 3  | VISA INC-CLASS A SHARES       | 金融サービス                  | 4.8      | 4.8     |
| 4  | AON PLC                       | 保険                      | 3.4      | 3.4     |
| 5  | ACCENTURE PLC-CL A            | 情報技術サービス                | 3.3      | 3.3     |
| 6  | ALPHABET INC-CL A             | インターネット・メディアおよびサービス     | 3.3      | 3.3     |
| 7  | INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC | 資本市場                    | 3.2      | 3.2     |
| 8  | UNITEDHEALTH GROUP INC        | ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス | 2.8      | 2.9     |
| 9  | PROCTER & GAMBLE CO           | 家庭用品                    | 2.8      | 2.8     |
| 10 | BECTON,DICKINSON              | ヘルスケア機器・用品              | 2.8      | 2.8     |

実質的な国/地域別投資比率 (上位)

| 順位 | 国/地域 | 投資比率 (%) |         |
|----|------|----------|---------|
|    |      | 為替ヘッジあり  | 為替ヘッジなし |
| 1  | アメリカ | 74.5     | 75.2    |
| 2  | イギリス | 7.3      | 7.3     |
| 3  | ドイツ  | 5.8      | 5.9     |
| 4  | フランス | 2.7      | 2.7     |
| 5  | カナダ  | 2.6      | 2.7     |

実質的な業種別投資比率 (上位)

| 順位 | 業種         | 投資比率 (%) |         |
|----|------------|----------|---------|
|    |            | 為替ヘッジあり  | 為替ヘッジなし |
| 1  | ソフトウェア     | 16.2     | 16.4    |
| 2  | 専門サービス     | 8.7      | 8.8     |
| 3  | 保険         | 8.2      | 8.3     |
| 4  | ヘルスケア機器・用品 | 8.0      | 8.0     |
| 5  | 資本市場       | 7.8      | 7.9     |

※上記は、組入銘柄の通貨によって国/地域を分類しております。

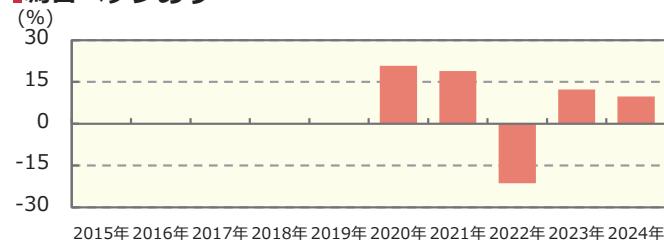
なお、ユーロについては発行国で記載しております。



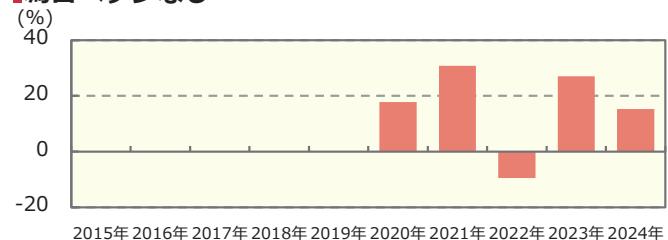
# 運用実績 (2024年9月30日現在)

## ■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)

■ 為替ヘッジあり



■ 為替ヘッジなし



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2020年は設定日（2020年2月28日）から年末までの收益率。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

|                   |  |
|-------------------|--|
| 購入単位              | 1口単位または1円単位（当初元本1口=1円）   |
| 購入価額              | 購入申込日の翌営業日の基準価額<br>(ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)   |
| 購入代金              | 販売会社の定める期日までにお支払いください。   |
| 購入に際して            | 販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。  |
| 換金単位              | 1口単位または1円単位  |
| 換金価額              | 換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額   |
| 換金代金              | 原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。   |
| 申込締切時間            | 原則、午後3時30分までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。<br>(販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)   |
| 購入の申込期間           | 2024年5月31日から2025年5月29日まで<br>*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。   |
| 換金制限              | 大口換金には制限を設ける場合があります。   |
| スイッチング            | 「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」間でスイッチングができます。<br>スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。<br>(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)  |
| 申込不可日             | 販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。<br>・ニューヨークの銀行 　・ニューヨーク証券取引所<br>・ロンドンの銀行 　・ロンドン証券取引所  |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。  |
| 信託期間              | 無期限（2020年2月28日設定）  |
| 繰上償還              | 各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。   |
| 決算日               | 原則、毎年3月6日（休業日の場合は翌営業日）   |
| 収益分配              | 年1回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）   |
| 信託金の限度額           | 各ファンドにつき、2000億円  |
| 公告                | 原則、 <a href="https://www.nomura-am.co.jp/">https://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。   |
| 運用報告書             | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。   |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>*上記は2024年9月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。 |

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



# 手続・手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |  |
|---------|--|
| 購入時手数料  | 購入価額に <b>3.3%（税抜3.0%）以内</b> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額<br>(詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)<br>購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。 |
| 信託財産留保額 | 換金時に、基準価額に <b>0.15%</b> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。  |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|   |   |  |                               |                              |                               |
|---|---|--|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)  | 信託報酬の総額は、「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の日々の純資産総額の合計額から決まる率を、各々のファンドの純資産総額に乗じて得た額とします。<br>ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。                                  |  |                               |                              |                               |
|   |   | ファンドの純資産総額<br>(「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」の<br>純資産総額の合計額)   | 100億円以下<br>の部分                | 100億円超<br>500億円以下<br>の部分     | 500億円超<br>の部分                 |
|   |   | 信託報酬率  | <b>年1.925%<br/>(税抜年1.75%)</b> | <b>年1.87%<br/>(税抜年1.70%)</b> | <b>年1.815%<br/>(税抜年1.65%)</b> |
|   | 支<br>払<br>先<br>の<br>配<br>分<br><br>お<br>よ<br>び<br>役<br>務<br>の<br>内<br>容<br><br>(<br>税<br>抜<br>)  | 委<br>託<br>会<br>社<br><br>フ<br>ァ<br>ン<br>ド<br>の<br>運<br>用<br>と<br>そ<br>れ<br>に<br>伴<br>う<br>調<br>査<br>、<br>受<br>託<br>会<br>社<br>へ<br>の<br>指<br>図<br>、<br>法<br>定<br>書<br>面<br>等<br>の<br>作<br>成<br>、<br>基<br>準<br>価<br>額<br>の<br>算<br>出<br>等 | 年1.00%                        | 年0.95%                       | 年0.90%                        |
|   | 販<br>売<br>会<br>社<br><br>購<br>入<br>後<br>の<br>情<br>報<br>提<br>供<br>、<br>運<br>用<br>報<br>告<br>書<br>等<br>各<br>種<br>書<br>類<br>の<br>送<br>付<br>、<br>口<br>座<br>内<br>の<br>フ<br>ァ<br>ン<br>ド<br>の<br>管<br>理<br>お<br>よ<br>び<br>事<br>務<br>手<br>続<br>き<br>等 | 年0.70%   | 年0.70%                        | 年0.70%                       |                               |
|   | 受<br>託<br>会<br>社<br><br>フ<br>ァ<br>ン<br>ド<br>の<br>財<br>産<br>の<br>保<br>管<br>・<br>管<br>理<br>、<br>委<br>託<br>会<br>社<br>か<br>ら<br>の<br>指<br>図<br>の<br>実<br>行<br>等   | 年0.05%   | 年0.05%                        | 年0.05%                       |                               |
| 【運用の委託先の報酬】<br>マザーファンドの運用の委託先であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドが受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年3月および9月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、年0.65%の率を乗じて得た額とします。 |   |  |                               |                              |                               |
| その他の費用・手数料  | その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。<br>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br>・外貨建資産の保管等に要する費用<br>・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用<br>・ファンドに関する租税<br>等  |  |                               |                              |                               |



# 手続・手数料等

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目                   | 税金   |
|------------------|----------------------|--|
| 分配時              | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金（解約）時及び<br>償還時 | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

\* 上記は2024年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

(単位：%)

|         | 総経費率（①+②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|---------|-----------|------------|-----------|
| 為替ヘッジあり | 1.93      | 1.92       | 0.01      |
| 為替ヘッジなし | 1.93      | 1.92       | 0.01      |

(2023年3月7日～2024年3月6日)

\* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

\* 交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

\* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

\* 各比率は、年率換算した値です。

\* マザーファンドが支払った費用を含みます。

\* その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。

\* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

\* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。